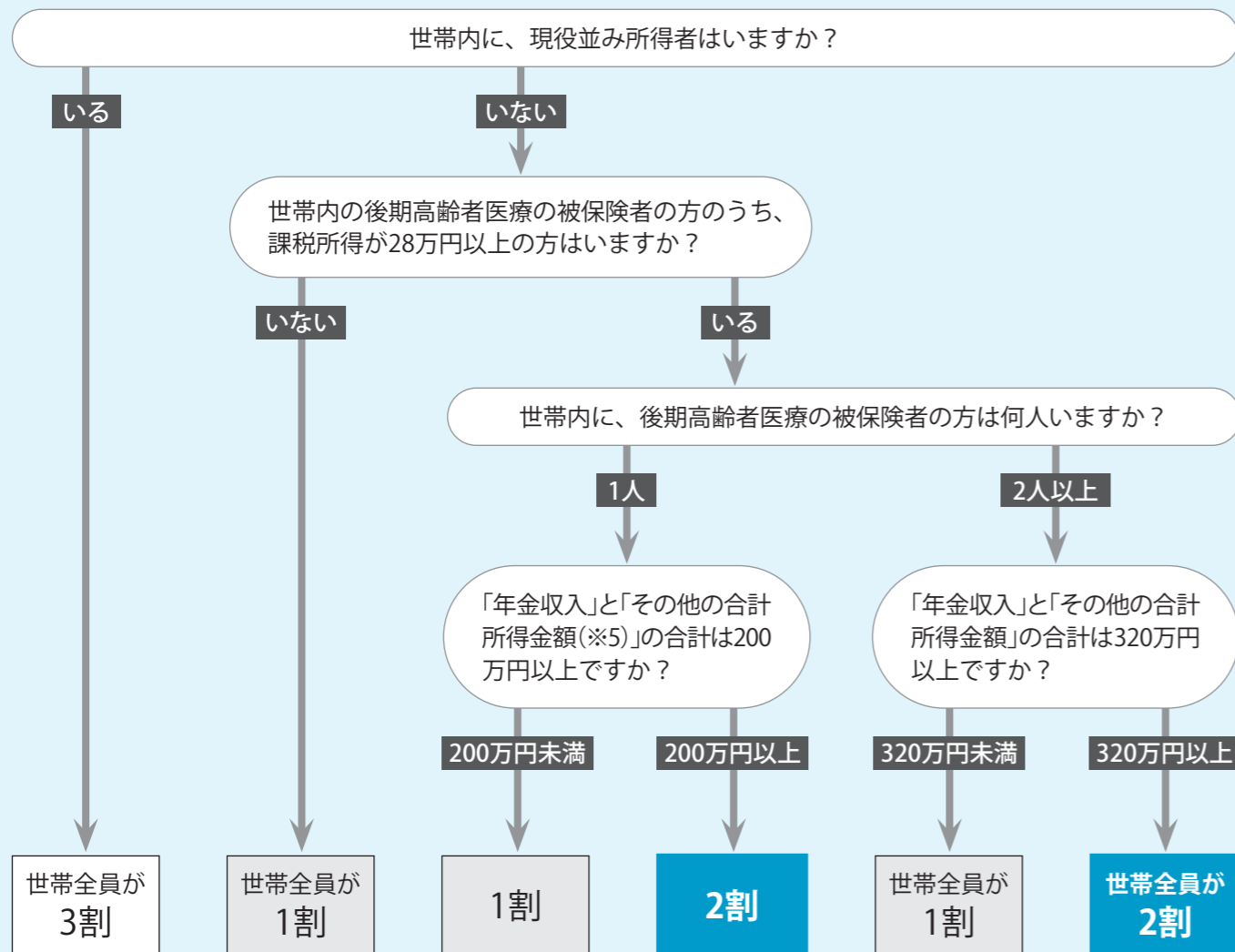


2割負担の対象となるかどうかの判定方法

後期高齢者医療の被保険者の方の、令和3年中の課税所得(※3)や年金収入(※4)をもとに、世帯単位で判定します。令和3年中の所得をもとに、**8月中旬頃から判定が可能となる**ため、9月中に、新しい被保険者証を送付します。



※3…課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)などを差引いた後の金額)。
 ※4…年金収入には、遺族年金や障害年金を含まない。
 ※5…その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差引いた後の金額。

国保年金課からのお知らせ

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率

保険料は、被保険者全員が負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割で構成されます。令和4・5年の後期高齢者医療保険料率が次のとおり決定されました。

均等割額…46,000円 所得割率…8.5%

※県内は均一の保険料率で、令和2・3年度から据置きです。

▼賦課限度額の改定

賦課限度額は、高所得者層の保険料が極端に高くなることを防ぐために設けられている限度額です。

中間所得層の負担軽減と、高所得者にも応分の負担を求める観点から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、賦課限度額が**64万円から66万円(2万円増)**に変更されました。

75歳以上の方で

一定以上の所得のある方は

10月1日
から

医療費の窓口負担割合が変わります！

問合せ／国保年金課
(☎232-9528)

※制度改正の見直しの背景については、厚生労働省コールセンター(☎0120-002-719)へ。

10月1日から、後期高齢者医療の被保険者(※1)で、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(※2)(3割負担)を除き、医療費の窓口負担割合が**2割**になります。今回の窓口負担割合の見直しは、今後、医療費の増大が見込まれるなか、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につなぐためのものです。

市内の後期高齢者医療の被保険者全体のうち、**約25%の方が変更の対象**となります。2割負担の対象となるかどうかの判定方法については、次ページをご覧ください。

現	9月30日まで	新	10月1日から
現役並み所得者	3割負担	現役並み所得者	3割負担
一般所得者等 ※住民税非課税世帯の方は、原則、1割負担。	1割負担	一定以上所得のある方	2割負担
		一般所得者等 ※住民税非課税世帯の方は、原則、1割負担。	1割負担

※1…後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方(65歳～74歳で一定の障害の状態であると茨城県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方を含む)。
 ※2…現役並み所得者とは、課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和7年9月30日までの3年間は、窓口負担割合の引上げに伴う**外来医療の負担増加額の上限を1か月あたり最大3,000円まで**に抑えます ※入院の医療費は対象外。
 - 上限を超えて支払った金額は、高額療養費として、事前に登録されている口座に、**後日払い戻します**
- ※窓口負担割合が2割となる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には、**9月中**に、茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書を**郵送**します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】
(例)1か月の医療費全体額が50,000円の場合

1割負担のとき…①	5,000円
2割負担になると…②	10,000円
負担増…③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限…④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円